

監査結果に係る措置通知書

総 務 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>&lt;仙台市戦災復興記念館&gt; (7)① (ア) 非公募とした理由の開示                      手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。</p> <p>&lt;仙台市民会館&gt; (7)① (ア) 非公募とした理由の開示                      仙台市民会館の平成 16 年度非公募指定とした理由は、平成 15 年 12 月 18 日付け&lt;総総行第 90 号 指定管理者制度導入にあたっての実施方針について (以下実施方針という) &gt;の「2. 指定する団体」では次のように規定していることを理由としている。                      「指定管理者については、公募によって選定することを原則とするが、手続条例第 2 条但し書きにより他の方法も可能とし、当面は現在受託している団体を指定管理者として指定することを基本とする。」                      手続条例第 2 条において次のように規定している。                      「市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、公募の手続を取る暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき、その他市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。」                      以上より、実施方針で「当面は現在受託している団体を指定管理者として指定することを基本とする。」とあるのは、手続条例第 2 条の但し書の状況にある場合のことであり、手続条例とは別の取扱として当面の措置を定めているわけではない。実施方針及び手続条例で言うとおりに、指定管理者は公募によって選定することを原則とすることには変わりはない。                      いずれにしても、仙台市では平成 15 年 12 月に「仙台市の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」を制定し、平成 16 年 4 月より、指定管理者制度の対象としないものを除く全ての施設において同制度を導入した。導入した上は、条例の取り扱いが基本となる。この条例では公募指定を原則とし、公募によらない場合も例外とし</p>	<p>新たに「指定管理者制度の運用に係る事務の手引き」を策定し、公募によらずに指定管理者を選定する場合は、非公募理由について施設ごとに個別具体的に検証を行い、条例所定の非公募要件のうちいずれに該当するかと併せて開示した上で、指定管理者選定委員会に諮ることとした。</p>

て認めている。よって平成 16 年度の仙台市民会館のような、公募によらない非公募の場合は、例外なるが故にその理由は当然に求められ、具体的内容は何かを開示、説明した上で選定委員会へ諮る必要があったこととなる。

その理由が、「公募の条件が整わないため、従来の管理団体を非公募により選定することを市の導入当初の方針としているため」であるとしているわけだが、それは公の施設全般についての状況を言っていることであり、個別施設については、どのような条件整備が必要とされているから現状非公募としなければならないかの具体的事由があるはずであり、そのことを開示、説明しなければならない事となる。全般的事由のみを“水戸黄門の印籠”のごとき根拠とすることなく、個別施設ごとの公募に向けた条件整備の進行状況を開示、説明して、指定管理者制度への積極的取組みを示していくことが、いち早くこの制度を取り入れた仙台市としての行政裁量の方向性であると思われる。

以上は、仙台市民会館の平成 16 年度非公募指定による手続きについての考察であるが、今後の非公募による指定手続きにおいては、上記考察における指摘の趣旨を生かしていくことに留意する必要がある。

<仙台市泉文化創造センター〔イズミティ 21〕>

(6)① (ア) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。

<仙台市青年文化センター>

(7)① (ア) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。

<仙台文学館>

(7)① (ア) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。

<仙台スタジアム>

(7)① (イ) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。

<仙台市農業園芸センター>

(6)① (ア) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。

<児童館・児童センター>

(7)① (ア) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。

<仙台市が設置するスポーツ施設>

(8)① (ア) 非公募とした理由の開示

手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。